

科学警察研究所における動物実験等の適正な実施に関する規程

平成 28 年 9 月 5 日

科学警察研究所規程第 3 号

改正 令和 2 年 12 月 17 日

科学警察研究所規程第 5 号

(目的)

第 1 条 この規程は、科学警察研究所（以下「研究所」という。）において動物実験等を適正に実施するため、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）」（以下「動物愛護管理法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 25 年環境省告示第 84 号）」（以下「飼養保管基準」という。）、「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成 18 年 6 月 1 日本学術会議作成）」（以下「ガイドライン」という。）、及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）」（以下「基本指針」という。）等の関連する法令等に留意し、科学的観点、動物愛護の観点、環境保全の観点及び職員の安全確保の観点から、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 動物を教育、試験研究その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 実験動物 動物実験等のため、施設で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう（施設に導入するため搬送中のものを含む。）。
- (3) 飼養保管施設 実験動物の飼養又は保管管理を行う施設をいう。
- (4) 実験室 動物実験等を行う施設をいう。
- (5) 動物実験計画 動物実験等を実施するために事前に立案する計画をいう。
- (6) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (7) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、個々の動物実験計画に係る業務を統括する者をいう。
- (8) 管理責任者 飼養保管施設を管理する者をいう。
- (9) 実験動物管理者 管理責任者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験

を有する者であって、実験動物の管理を担当するものをいう。

- (10) 法令等 動物愛護管理法、飼養保管基準、ガイドライン等の動物実験等に関連する法令等をいう。

(基本原則)

第3条 動物実験等は、動物実験等の国際原則である3Rの理念（代替法の利用（Replacement）（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。以下同じ。）、使用数の削減（Reduction）（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすることなどにより実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。以下同じ。）及び苦痛の軽減（Refinement）（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。以下同じ。））に基づき、適正に実施しなければならない。

(適用範囲)

第4条 本規程は、研究所において実験動物を用いて行われる全ての動物実験等に適用される。

- 2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を研究所以外の機関に委託等するときは、委託先においても、法令等に基づき、動物実験等が適正に実施されることを確認しなければならない。
- 3 第2条第1項第2号に定める実験動物以外の動物を用いる実験等においても、本規程の趣旨に沿って行うよう努めなければならない。

(所長の責務)

第5条 科学警察研究所長（以下「所長」という。）は、研究所における動物実験等の実施に関して最終的な責任を有し、動物実験計画の承認、動物実験等の実施状況及び結果の把握、教育訓練、自己点検及び評価その他動物実験の適正な実施のために必要な措置を講ずる。

- 2 所長は、前項に関して報告又は助言を行う組織として、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議又は調査し、所長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画の内容に関すること。

- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
 - (3) 実験動物の飼養保管状況に関すること。
 - (4) 動物実験等に関する教育訓練の内容及び体制に関すること。
 - (5) 動物実験等に関する自己点検・評価に関すること。
 - (6) その他動物実験等の適正な実施のために必要な事項に関すること。
- 2 委員会は、所長が指名した次の各号に掲げる委員をもって構成する。
- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者
 - (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者
 - (3) その他学識経験を有する者
- 3 委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(動物実験計画)

第7条 動物実験責任者は、動物実験等を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験計画書（別記様式1）を作成し、所長に提出しなければならない。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性について慎重に検討すること。
 - (2) 代替法の利用を考慮すること。
 - (3) 使用数の削減に配慮すること。この場合において、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
 - (4) 苦痛の軽減を行うこと。
 - (5) 苦痛度の高い動物実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること。
- 2 所長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、当該動物実験計画に係る審査を委員会に諮問し、その結果を踏まえて承認又は却下する。
- 3 所長は、前項の結果を動物実験等の承認に関する決定通知書（別記様式2）をもって、動物実験責任者に通知する。
- 4 動物実験責任者は、動物実験計画について所長の承認を得なければ、動物実験等を行うことができない。
- 5 動物実験責任者は、承認された動物実験計画を変更又は中止するときは、動物実験計画変更（中止）届（別記様式3）を作成し、所長に提出しなければならない。
- 6 所長は、動物実験責任者から動物実験計画変更（中止）届の提出を受けたときは、必要に応じて当該変更点に係る審査を委員会に諮問することができる。

(実験方法)

第8条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法令等、本規程、動物実験計画書に記載された事項及び次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切に維持管理された飼養管理施設及び実験室において動物実験等を行うこと。
 - (2) 安全管理に注意を払うべき動物実験等（物理的・化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び研究所における関連する規程等に従うこと。
 - (3) 動物実験等の実施に先立ち、必要な実験手技等の習得に努めること。
 - (4) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験を有する者の指導下で行うこと。
- 2 動物実験責任者は、動物実験等を実施した後、又は複数年度に渡って実施するときは年度ごとに、使用動物数、成果等について、動物実験実施結果報告書（別記様式4）により、所長に報告しなければならない。
- 3 所長は、動物実験等の実施結果について、委員会に通知し、その助言をもとに必要な応じて動物実験責任者に改善を指示する。

(管理責任者の責務)

第9条 管理責任者は、実験動物の適正な管理及び動物実験等の実施に必要な飼養保管施設及び実験室の維持管理及び改善に努めなければならない。

- 2 管理責任者は、飼養保管施設を、実験動物の生理、生態、習性、飼養保管数等に応じ、清掃や消毒が容易であり、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置をとるとともに、実験動物が逸走しない構造及び強度を有するものにしなければならない。
- 3 管理責任者は、総務部総務課長をもって充てる。

(実験動物の飼養、保管及び輸送)

第10条 実験動物管理者及び動物実験実施者は、実験動物の飼養、保管及び輸送に当たっては、飼養保管基準を踏まえ、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

- 2 動物実験責任者は、実験動物を購入するときは、法令等に基づき実験動物の管理を適正に行っている事業者から入手しなければならない。
- 3 動物実験責任者は、実験動物の飼養及び保管を所長に承認された飼養保管施設で行わなければならない。

- 4 動物実験実施者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ、動物実験等の目的に支障を及ぼさない範囲で、適切に給飼及び給水を行わなければならない。
- 5 実験動物管理者及び動物実験実施者は、実験動物に必要な健康管理を行い、実験目的以外の傷害や疾病の予防又は適切な治療等を行わなければならない。
- 6 動物実験責任者は、動物実験等を実施した後、又は複数年度に渡って実施するときは年度ごとに、当該動物実験等において飼養及び保管した実験動物の種類、入手先、飼養数、病歴等について、実験動物飼養保管記録書（別記様式5）により、実験動物管理者に報告しなければならない。
- 7 実験動物管理者は、年度ごとに、前項により報告された実験動物飼養保管記録書を集計し、飼養した動物種、飼養数及び飼養保管施設の総数について、実験動物の飼養及び保管状況報告書（別記様式6）により所長に報告しなければならない。
- 8 実験動物管理者は、法科学第一部生物第一研究室長をもって充てる。

（安全管理）

- 第11条 管理責任者は、実験動物からの疾病のり患並びに実験動物による咬傷等及びアレルギーを予防するため、実験動物管理者及び動物実験実施者の健康について必要な管理に努めるとともに、実験動物による人への危害防止に努めなければならない。
- 2 管理責任者、実験動物管理者及び動物実験実施者は、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等に関係のない者が実験動物に接することのないよう必要な措置を講じなければならない。
 - 3 管理責任者は、実験動物が施設から逸走しないよう必要な措置を講じなければならない。
 - 4 実験動物管理者及び動物実験実施者は、人に危害を加える恐れのある実験動物について、名札、脚環、マイクロチップ等の識別器具の装着を、技術的に可能な範囲で講じるよう努めなければならない。
 - 5 管理責任者は、人に危害を加える恐れのある実験動物が飼養保管施設外に逸走した場合は、速やかに関係機関に連絡しなければならない。
 - 6 動物実験責任者は、人の健康及び生活環境を損なうことのないよう、実験動物の死体を適切に処理しなければならない。
 - 7 管理責任者は、地震、火災等の緊急時にとるべき措置についての計画を別紙のとおり作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。
 - 8 管理責任者、実験動物管理者及び動物実験実施者は、実験動物又は職員が人と動物の共通感染症に罹患した疑いを認知したときは、直ちに「科学警察研究

所病原微生物等安全管理規程（平成 30 年 12 月 17 日科学警察研究所規程第 4 号）」に定める病原体等取扱主任者に報告し、同規程に従って所要の措置を講じなければならない。

（教育訓練）

第 12 条 動物実験実施者は、動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管を適切に実施するために必要な基礎知識の習得を目的とした所定の教育訓練を受けなければならない。

- 2 前項の教育訓練は、委員会が実施する。
- 3 教育訓練の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（自己点検・評価・検証）

第 13 条 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を所長に報告する。

- 2 委員会は、管理責任者、実験動物管理者又は動物実験責任者に、自己点検・評価に必要な資料を提出させることができる。
- 3 所長は、自己点検・評価の結果について、研究所外の者による検証を受けるよう努める。
- 4 自己点検・評価及び検証の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（情報公開）

第 14 条 所長は、研究所における動物実験等に関する情報について、個人情報や研究情報の保護等に配慮しつつ、毎年 1 回程度公表する。

- 2 公表する情報等については、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 9 月 5 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 12 月 17 日から施行する。